

第 12 回横須賀市屋外広告物審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

- ◇ **開催日時** 平成 22 (2010) 年 6 月 7 日 (月) 14 時～16 時 20 分
- ◇ **場 所** 横須賀市役所消防局庁舎 3 階第 3 会議室
- ◇ **議 案** (1) 平成 21 年度横須賀市屋外広告物条例運用状況について (報告)
(2) 横須賀市屋外広告物条例の見直しについて
- ◇ **出席者** 委員 5 人
委員長・田口敦子、山畑信博、浜田哲二、河上俊昭、長井興一郎
(欠席 2 人 菊竹雪、松下啓一)
事務局 3 人
市街地整備景観課長・関根謙二、主査・加藤英明、中川衛
- ◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 7 人のうち 5 人の出席により会議が成立している旨、傍聴者のいない旨の報告のあと、委員長が議事を進行した。内容については以下のとおり。また委員長から議事録署名委員として、山畑委員と河上委員に指名があった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見は「■」の記号を付し、事務局の説明や回答については「○」の記号を付している。

また、議案の中の各項目は順不同でフリートランキング形式に議論が進められたため、会議録作成にあたっては見やすさを考慮し、資料順により作成した。

1. 平成 21 年度横須賀市屋外広告物条例運用状況について（報告）

（1）事務局から報告

事務局から資料 1 に基づき、昨年度の屋外広告物条例の運用状況について報告した。内容は「屋外広告物表示許可申請」「条例第 11 条特例許可」「バス停留所添加広告物」「屋外広告業の届出」「違反広告物の除却」「広告景観推進協力員の登録」の 6 項目である。

（2）質疑

① 屋外広告物表示許可申請について

●質問（長井委員）

新規と継続の件数に大きな開きがあるのはなぜか。例えば、電柱広告は新規 0 件、継続 3,136 件、のぼり旗は新規 282 件、継続 0 件となっている。

○事務局回答

許可の仕組みの違いによるものである。例えば、のぼり旗は継続の形をとっておらず、すべて新規扱いとしている。のぼり旗の許可期間は 1 月以内となっているが、継続するとなると、条例第 14 条により期間満了の 30 日前までに許可の申請が必要となるため現実的でない。また電柱広告については、東電柱については東電広告、NTT 柱については神奈川電通広告が 1 年ごとに一式で継続許可している。

② 広告景観推進協力員の登録について

●質問（浜田委員）

協力員がパトロールをする中でトラブルはないのか。

○事務局回答

トラブルはない。制度上は協力員だけで実施できるが、現状は市の職員が同行しているため、トラブルが発生したとしても職員が対応する。

●質問（山畑委員）

協力員の属性はどうなっているか。

○事務局回答

男女でいうとほとんどが男性である。当初は町内会やクリーンよこすか市民の会などを通じて協力員を募った。参加者は高齢な方が多い。最近では広報紙を見て応募してくる方が多く、少し若めの方が増えており、中には 50 歳前後の男性もいる。

③ その他

●質問（山畑委員）

昨年審議した際の電球切れの案件のその後の経過はどうなったか。

（※事務局注：第 10 回審議会では条例第 11 条に基づく適用除外の特例として審議した案件について、審議内容ではないが、夜間の電球照明が切れているため、メンテナンスを指示した上で許可すべきであると同委員から意見があった。）

○事務局回答

現況を確認して後日報告する。

2. 横須賀市屋外広告物条例の見直しについて

(1) 事務局から説明

事務局から資料2に基づき、7項目の条例改正案について説明した。平成23年10月からの施行を目指す屋外広告業の登録制度導入のための条例改正を今年度中に予定している。この改正に合わせて、これまでの条例全体の運用状況とその効果、課題、他都市の規制内容などを勘案して条例を見直したい。今回は7項目について検討いただきたい。

また、本日欠席の菊竹委員から事前に預かった2点の意見を紹介した。1点目は、窓の内側からの広告表示について広告協定で規制ができないかということである。2点目は、眺望景観保全基準について、他都市にはあまりない事例なので推進してほしいということである。パブリック・コメントの際には、この制度について市民の支持を得られるよう、分かりやすい表現を心掛けるようにしてほしいとの内容である。

(2) 質疑・意見

① バス停留所の上屋に添加する広告板の基準の追加について

○事務局説明

広告料収入によりバス停留所の上屋を設置するという案件について、現状は条例に規定がないため、その都度、審議会に諮り「適用除外の特例」の措置をしている。しかし本案件のために審議会を開催する必要があること、許可までに時間を要することが課題となっている。国も道路占用の緩和をしている現状である。

そのため「表示面積を1面につき2平方メートル以内」とする基準を追加したい。

●■質問、意見など特になし

② 商店街の街灯柱などに添加する広告物の取り扱いについて

○事務局説明

国土交通省は商店会などが維持経費に充当するための広告物の設置について道路占用の緩和を進めている。近年、商店街にバナー広告が目立ち始めているが、現行の屋外広告物の基準にはバナー広告のための基準がなく、許可も受けていない状況である。ついては、商店会が維持管理費に充当するために広告物を設置できるよう基準を整備したい。また、許可手続きの簡略化が必要であると考えられ、商店会が所有するアーケード、街灯柱、駐車場、アーチ、買物公園に商店会が表示・設置する広告物で別表3に適合するものは許可を適用除外としたい。

●質問（浜田委員）

広告収入は商店会の活動費に充てるものなのか。

○事務局回答

そのとおりである。

■意見（田口委員長）

国土交通省の進めるエリアマネジメントの考え方であるが、商店会が自ら協議会をつくり、本事案のような広告料を商店会の維持経費に充てるような取り組みを誘導していくことが必要である。協議会の中でガイドラインを作成し、自ら規制し、審査する。東京都や川崎市では社会実験が始まっており、間もなく条例整備もされていくであろう。今後は、ほかのメディアにも広がっていくことが考えられる。横須賀市でも経済部局に確認をされたい。

■意見（山畑委員）

バナー広告を2平方メートルとするのは、少し大きすぎないか。

○事務局回答

柱の両側に対になるケースも想定しての数値である。

■意見（田口委員長）

のぼり旗を針金でつるしている事例があるが、デザインとしていかなものか。専用の装置を準備するようにすべきである。広告は装置のあることが大前提である。またアーチはいわば表札と同じものである。表札に第三者の広告を表示するのはおかしい。

○事務局

アーケードの柱にポスターを掲示するものも今回の案では認める内容になっている。

■意見（田口委員長）

広告には専用の装置が必要である。まちのにぎわいのために広告をどう生かすかということもエリアマネジメントの考え方になる。どこにでも広告を表示してよいということではない。歩いている人の目線の高さとリンクして考えないと、ただ景観を汚くしてしまうだけのものになってしまう。この商店街の広告の案件はもっと議論が必要であろう。

■意見（長井委員）

規制緩和そのものはよいが、緩和することでまちが乱れることが心配である。装置を備えることを前提とする考え方には同感である。

③ 広告協定建築物制度の魅力向上

○事務局説明

広告協定は、建築物などについて所有者が包括的な管理をする代わりに基準の緩和が受けられる制度である。良好な景観を目的とする制度であるが、事例が1件しかない。制度の普及と事業者への良好な景観の意識の啓発が必要である。

そのため、広告協定建築物の認定基準を設置し、デザインの自由度を緩和したい。

●質問（浜田委員）

横須賀中央駅前のプライムに例えれば、緩和することで今以上に広告スペースが増え、整然性が保たれるのか心配。

○事務局回答

目的は良好な景観である。市の認定の段階で審議会などを通じ、雑然としないよう判断していきたい。

■意見（浜田委員）

まちのにぎわいは必要なことであるが、雑然となりそうで心配である。

■意見（山畑委員）

建物1棟ずつ協定を結ぶのなら、隣接する建物との関係が気になる。また、改正案は相当な緩和で、何でもありの状態になってしまう印象を受ける。企業にはそれぞれの企業カラーがあるので、雑然とする方向性にあると思う。歩行者から見える部分だけに表示して、上部については一切認めないようにしないと雑然とするであろう。

■意見（田口委員長）

条例では、大きさや色で規制しているが、本当に重要なのは情報の優先順位であり、情報の特性を考える必要がある。ビルの名称とテナントの広告とのバランスの関係など、各テナントとの間でこうしたことを話し合う必要がある。

かつては自家広告だけであったが、最近では先ほどの商店街のバナーのように第三者広告が増えてきている。ビルについても、ビル名称は自家広告、テナントは第三者広告にあたる。これからは、情報の内容にまで踏み込まないと時代にそぐわなくなる。条例では、広告物の面積などについて規定することとなっているので、情報の優先順位は条例の中に組み込んでいくのではなく、広告協定や広告景観の地区指定などで調整しながら対応していくことを考えなければならない。今はそのような時代になっている。

■意見（長井委員）

まちづくりや集客が課題となっている。そのような中で規制しすぎるのはいかかなものか。無許可なものを放任せず、協定などで自主性に委ねるという方向性はよい。しかし、横須賀中央駅の看板のように、広告物のほうが目立っているのはよくない。公共性のあるものに隣接する部分を規制する必要はあるかもしれない。

■意見（浜田委員）

楽しさの演出は大切だが、まちの品格を大切にしたい。

●質問（田口委員長）

規制緩和の方向性を示した事務局の考え方を教えてほしい。

○事務局回答

基準に合わない広告物もあり、規制緩和と共に広告協定を推進することで、事業者の認識を高め、よい広告が出てくることが期待できると考えている。

④ はり札・置き看板の基準の追加について

○事務局説明

はり札・置き看板について、許可の期間と手数料については規定があるが、基準の規定がない。はり札は「はり紙」の規定で許可しており、実績は基準内で収まっている。一方、置き看板は「広告塔及び広告板」の基準で許可しているが、実績はないものの10メートルの高さの置き看板も許可の対象となるため危険である。

そのため、はり札は「はり紙」と同基準のものを規定し、置き看板については、地上2メートル以下、表示面積5平方メートル以下とする基準を規定したい。

●■質問、意見など特になし

⑤ 映像広告の制限について

○事務局説明

近年、LED（発光ダイオード）などの光源を使った映像広告の設置が増え、市民からまぶしいという苦情が出たこともある。条例で一定の地域については点滅照明と動光を禁止しているが、ほかの地域についても表示の適正な基準を設ける必要性に迫られている。

そこで、道路からの距離に応じて表示面積の大きさを制限する基準を設けたい。

●質問（浜田委員）

警察との調整はしているのか。

○事務局回答

平成 15 年当時、本市で初めての許可物件が設置されたあと、市民からの苦情があったため、警察にも問い合わせたが、規制する法令はないとのことであった。

■意見（田口委員長）

安全面も考慮して条例でしほりかけのものをあろう。事務局案は、きめ細かく数値化しているのよいと思う。車がスピードを出さないよな繁華街部分については、大きくてもよいとするよな考え方もある。

⑥ 眺望景観保全基準に合わせた屋外広告物の高さ制限

○事務局説明

眺望景観保全基準では建築物と工作物の高さを規制している。しかし、建築行為や工作物設置に係る許認可などにおいて、建築物は手続きにより高さを制限できるが、工作物は高さを制限する手続きがない。そのため、眺望景観保全基準よりも高い位置に掲出される可能性がある。

そこで、屋外広告物について、この区域での眺望景観保全基準の高さを超えない旨の規定を設けたい。

■意見（田口委員長）

中央公園眺望点を定めた目的は、猿島が見えることという、とてもシンプルなものである。菊竹委員の伝言にあった分かりやすい表現のため、このようなことをストレートに示すよなにしてはどうか。

■意見（山畑委員）

景観保全が目的であるのだから、眺望点から見える場所に広告表示をさせないとしてもよいのではないか。高さをクリアしていても、壁面の広告表示が目に入れば、景観を損ねることになる。例えば、香港はきらびやかなイメージがあるが、実は一定の地域には広告などの表示を一切禁止しているところがある。

■意見（田口委員長）

香港は、誘導と規制をうまく組み合わせた事例である。

⑦ 主に広告物掲出を目的とした建築物等を利用した広告物の制限

○事務局説明

より高い場所に屋外広告物を掲出するため、建築物や工作物を設置し、その上に広告表示する例が見られる。嵩上げ部分となる建築物などは一部を倉庫などになっていることもあるが、主な目的は広告をより目立たせるためのものである。

そこで、広告物を掲出することを主な目的とする建築物などには、壁面広告は高さ制限の緩和をせず、屋上広告の設置は禁止したい。

■意見（山畑委員）

定義があいまいで規制できないと思う。例えば、イエローの外壁を事業者によってはページェだと主張する事例のよな。

(3) その他

委員長から事務局へ2点の要望があつた。1点目は、資料中の写真について、対象物件の大きさが相対評価できるように、建物全体が分かる写真を使用したり、図に置き換えたりして示してほしいこと。2点目は、菊竹委員の伝言にあつた窓うち広告に

ついて、東京都では、景観計画の中で3階部分までを認め、それ以上の階への表示を制限しているの、窓うち広告を景観計画で制限している事例、さらにそれを屋外広告物条例に反映している事例があるかを調べておいてほしいことであった。

また、河上委員から、申請をしなかったり、基準を守らなかったりする広告業者が多いのは残念なことであり、条例の趣旨を理解し、広告業者の意識が高まることを期待したいとの意見があった。

◇ 事務連絡

事務局から次回日程について伺い、第13回屋外広告審議会は7月20日（火）14時から16時に消防局庁舎3階第3会議室で開催することとした。

以上

議事録署名委員

議事録署名委員
